

第 1 1 次京都市交通安全計画（最終案）の概要

1 趣旨

本市の交通安全施策の大綱を定めた「第 1 0 次京都市交通安全計画」の計画期間が令和 2 年度までであることから、国の「第 1 1 次交通安全基本計画」や、京都府の「第 1 1 次京都府交通安全計画」を踏まえ、「第 1 1 次京都市交通安全計画」を作成するもの

2 計画期間

令和 3 年度～令和 7 年度

3 計画の概要

（1）計画の目標

- 令和 7 年度までに年間の 2 4 時間交通事故死者を 1 6 人以下とする。
- 令和 7 年度までに年間の交通事故重傷者数を 4 4 5 人以下とする。

※国の第 1 1 次計画及び京都府の第 1 1 次計画において、目標指標が死傷者数から重傷者数に変更されたことを受け、本市の第 1 1 次計画においても重傷者数に変更

（2）重点施策

○ 異種交通（自動車・自転車・歩行者等）の分離対策

交通量の多い細街路や通過交通の多い生活道路等における自動車、自転車、歩行者等が交錯して発生する交通事故の防止対策の推進

○ 人によるエラーの低減（運転者の不注意や操作ミスによる交通事故の減少）

運転者の不注意や操作ミスの減少、サポカー等先進安全技術の普及・活用などの推進や、『高齢運転者事故防止支援事業』の実施による高齢運転者による交通事故の減少に向けた対策

○ 地域力を活かした交通安全対策

高齢者や子どもの交通事故防止等の取組を中心に、交通ボランティア、PTA、民生・児童委員等の地域住民と警察等の関係機関が一体となった交通安全対策の推進

○ 「歩くまち・京都」の推進

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の継承・進化により、「出かけたくなる」魅力と活力のあふれるまちを目指す取組の推進

○ 「自転車共生都市・京都」の実現＜新規＞

多様な場面での自転車の活用策を展開し、生活の質を高め合うまちを目指すとともに、自転車のルール、マナーを学び、守り合いなどにより、安心して心地よく行き交えるまちづくりに向けた取組の推進

○ 脱炭素社会における交通安全対策＜新規＞

環境にも安全にも配慮した次世代自動車の普及を促進しつつ、交通安全にもつながる環境に良い運転方法の周知による、自動車移動における脱炭素化と交通安全の確保の推進

○ 誰一人取り残さない交通安全対策＜新規＞

子どもや高齢者を中心にあらゆる人に配慮した交通安全対策、交通事故発生時における救助・救急体制の充実、交通事故の被害者に寄り添った支援の推進